資料 カルタヘナ議定書締約国会合での議論の動向

田中淳志

1. カルタヘナ議定書の議論のあらまし

(1) 採択・署名・発効

1995年にインドネシアのジャカルタで開催された生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)COP2において、同条約第19条3項⁽¹⁾に対応するバイオセーフティー作業部会(Biosafety Working Group: BSWG)が設置された。これにより、締約国に対し、生物多様性やその要素へ負の影響を持つ可能性のある、バイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism: LMO)の安全な輸送、取扱と利用(transfer, handling and use)の分野の手続きを規定する議定書の必要性と、その様式の検討が始まった。

BSWGは1996年から1999年までに6度開催され、最初の2回は議定書で扱う要素を決定し、LMOの現状を明確にすることが行われた。第3回のBSWGは交渉の基礎となる議定書(案)を作成した。第4回と5回の会合は、議定書案の各条項の削除及び洗練に焦点を当てた。コロンビアのカルタへナで1999年2月に開催された第6回の最終会合では、交渉の終結と、第6回会合のすぐ後に召集された第1回の臨時COP(ExCOP)に提出する議定書(案)の作成を行った。

ExCOPで集中協議したにもかかわらず、各国代表は、議定書の妥協点を見出せず、会合は中断された。その際の未解決の問題は以下のようなものであった:議定書のカバーする範囲、特に貿易に関連する他の条約との関係性、予防原則の条項、食料・飼料・加工用LMO(LMOs for food, feed or processing: LMO-FFPs)の扱い、責任と救済、LMOに添付する文書作成の必要項目。

ExCOPの中断中、中央及び東ヨーロッパグループ、妥協グループ(日本、メキシコ、ノルウェー、韓国、スイスと後にニュージーランドとシンガポールが参加)、EU、同士グループ(like-minded group 発展途上国の大多数が含まれる)、マイアミグループ(アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、アメリカ、ウルグアイ)の5つの交渉グループが自発的に発生し、インフォーマルな会議が3つ開かれた。その後、未解決の問題の妥協点がみつかり、ExCOPが再開され、2000年1月29日に、カナダのモントリオールでカルタへナ議定書(The Cartagena Protocol on Biosafety)が採択された。会合ではまた、COP/MOP1の準備を行うためのカルタへナ議定書政府間委員会(Intergovernmental Committee for the Cartagena Protocol on Biosafety (ICCP))が設置され、CBD事務局に対し、バイオセーフティー・クリアリングハウス開発の作業準備を行うよう要求した。その後、2000年5月にケニヤのナイロビで開催されたCBD COP5において、67の国とECが議定書に署名した。2003年6月13日に締約国の数が50か国に達したため、議定書の第37条に基づき、同年9月11日にカルタへナ議定書は発効した。

(2) ICCP

ICCPは2000年12月から2002年4月の間に3度の会合を開き、以下の点を議論した:情報共有とバイオセーフティー・クリアリングハウス、キャパシティビルディングと専門家名簿、政策決定手続き、コンプライアンス、LMOの取り扱い・輸送・加工・特定(handling, transport, packaging and identification: HTPI)、監視と報告、責任と救済

(3) COP/MOP1

2004年2月にマレーシアのクアラルンプールで開催された第1回の COP/MOP では、情報共有とバイセーフティ・クリアリングハウス、キャパシティビルディング、政策決定手続き、LMO の取り扱い・輸送・加工・特定、コンプライアンス、責任と救済、監視と報告、事務局、財政制度のガイダンス、中期作業プログラム、の以上についての決定を採択した。

食料・飼料・加工用 LMO の取り扱いに関する決まりでは、LMO-FFPs に納品書(commercial invoice)またはその他の文章を添えることを必要とすることになるだろう(would)ということ、また、その文章には、責任者の連絡先の詳細を記すこと、また、一般名(common name)及び学名(scientific name)及び商業名(commercial name)及び LMO の形質転換イベントコード(transformation event code)または独自の識別子を記すこと、で同意した。また、環境へと直接放出される LMO については、さらに詳細な文書を要求することで合意した。会合では15の締約国メンバーよりなるコンプライアンス委員会を設置し、LMO の国境を越えた移動から生じる損害の責任と救済の分野における国際ルールと手続きの作成を、議定書発効後4年以内に求める議定書第二十七条に基づき、Jimena Nieto氏(コロンビア)と René Lefeber氏(オランダ)の共同議長による責任と救済の作業グループ(WGLR)を設置した。

(4) WGLR1

責任と救済の作業グループ(WGLR)の第1回会合(2005年5月,カナダ,モントリオール)では、以下のプレゼンテーションが行われた: (1)リスク評価と科学的分析、(2)各国責任と国際責任、(3)責任と救済の国際規則と手続きを今後更に詰めるための、幅広なオプション、アプローチ及び問題。

(5) COP/MOP2

COP/MOP2(2005年5月~6月,カナダ,モントリオール)では,キャパシティビルディング,国民意識と参加,に関する決定を採択し,リスク評価とリスク管理に関する会期間技術専門家グループ(intersessional technical expert group on risk assessment and risk management)を設立することに同意した。議定書発効日から2年以内に採択する必要があった,食料・飼料・加工用LMOの詳細な添付文書に関しては合意に達しなかった。

(6) WGLR2

責任と救済の作業グループ第2回会合(WGLR2)(2006年2月,カナダ,モントリオール)では、責任と救済に関する問題点、選択肢及びアプローチに関して、各国政府が提出した文章及びその他ステークホルダーからの意見を統合した共同議長作業(案)を集中して議論した。また、議定書二十七条で定める規則及び手続きの有効性評価のための基準(criteria)の交渉前の方向性リスト(indicative list)を提案した。

(7) COP/MOP3

COP/MOP3(2006年3月,ブラジル,クリチバ)では、LMO-FFPsの識別と添付書類の詳細な要件に関して採択し、国内バイオセーフティーフレームワーク実施のための財源確保、リスク評価、輸送通過国の責任と権利、財政制度やキャパシティビルディングなどの議定書の運用に関するさまざまな問題を検討した。

(8) WGLR3

責任と救済の作業グループ第3回会合(WGLR3)会合(2007年2月,カナダ,モントリオール)では、責任と救済に関する問題点、選択肢及びアプローチに関して、各国政府及びその他ステークホルダーにより提出された意見をまとめた作業文章(案)を検討した。共同議長が、作業グループに対し、責任と救済の分野での国際法及び手続きの、COP/MOPでの決定にむけた青写真を提示した。

(9) WGLR4

責任と救済の作業グループ第4回会合(WGLR4)(2007年10月,カナダ,モントリオール)では,議定書第二十七条の責任と救済の「規則及び手続き」の選択肢とアプローチに関して,各国政府やステークホルダーより提出された意見を統合した作業文書(案)に基づき,細部の詰めを行った。特に,民事責任,行政アプローチ及び損害に関する運用文書の選択肢の簡素化を中心に扱った。

(10) WGLR5

責任と救済の作業グループ第5回会合(WGLR5)(2008年3月,コロンビア,カルタヘナ・ド・インディア)では、引き続き、共同議長によりまとめられた改訂作業文書(案)に基づき、責任と救済の「規則及び手続き」の選択肢の細部の詰めを行った。各代表は、損害の定義を含む、いくつかのコア要素に合意し、さらに残りのオプションを簡略化した。作業グループは、責任の基準・因果関係・手段の選択(choice of instrument)などの未解決の問題を検討するため、COP/MOP4開催前に、フレンズオブチェアグループを召集することを決定した。

(11) FRIENDS OF THE CHAIR GROUP

2008年5月7日~10日にドイツのボンに集まり、フレンズオブチェアグループにおいて、責任と救済の国際制度に関する交渉を継続した。

(12) COP/MOP4

COP/MOP4(2008 年 5 月 12 日 ~ 16 日 、 ドイツ 、 ボン) では 、 WGLR の 最 終 報告 (UNEP/CBD/BS/COP-MOP/4/11)及び 、 フレンズオブチェアグループにより 、 責任と救済に 関する規則及び手続きの運用文書(案)(UNEP/CBD/BS/COP-MOP/4/11/Add.1)が提案された。 これらに基づき交渉が行われた。

会期中は以下のような項目が議論された: (1) キャパシティビルディング(2) バイオセーフティー専門家名簿作成(3) 財政制度と財源(4) 他の組織,条約,イニシアティブとの協働(5)2009-2010年の事務局予算(6)LMOの取り扱い,輸送,包装,特定:議定書第十八条の2(b)及び(c)(7)LMOの取り扱い,輸送,包装,特定:議定書第十八条の2(a)(8)LMOの取り扱い,輸送,包装,特定:議定書第十八条の3(9)リスク評価とリスク管理(10)責任と救済(11)補助機関(12)監視と報告(13)評価とレビュー(14)社会経済的検討(議定書第二十六条の2)(15)意識,教育,参加(16)通告要件(議定書第八条)。

COP/MOP4での決定は、UNEP/CBD/BS/COP-MOP/4/18として採択された(CBD(2008))。第3節にリスク評価とリスク管理(BS-IV/11),責任と救済(BS-IV/12)に関する訳を掲載する。

2. まとめと今後の展望

COP/MOP 会合においては今まで、LMO の国境を越えた移動に起因して生じる可能性のある損害についての、責任と救済の議論が先行するテーマとして扱われてきており、次回 COP10 において、この分野の取り決めが予定されているため、今後は、リスク評価とリスク管理、LMO の取り扱い・輸送・包装・特定(LMO-HTPI)などの項目について、順次詳細な議論が始まるであろう。その中で特に GM 樹木を特定した議論はまだ行われておらず、あえて挙げれば、CBD において、森林の生物多様性(forest biodiversity)に及ぼす GM 樹木の影響について、予防原則に基づき検証するよう述べられている(UNEP/CBD/BS/COP/IX/5)。カルタヘナ議定書では、LMO の国境を越えた移動に焦点が置かれ、輸出側の事前の情報提供により、輸入側がリスク評価を行い、最終的に受け入れを判断することを基本原則としている。GM 樹木に関しては、商業化された GM 樹木の貿易を前提として議論が行われることになるが、依然として、商業化された GM 樹木が存在しない状況であり、加えて、GM 樹木を含めた LMO による生物多様性への被害が現時点では確認されていないことから、CBD やカルタヘナ議定書の場における議論が内容を伴ったものとなるのかは不明である。

また、カルタへナ議定書で想定する予防原則では、輸出国側で安全性が承認されていて も、輸入国側で安全性が証明されない限り輸入が認められない。一方で米国、カナダ、オ ーストラリア、アルゼンチンなどは、あるレベルまでのリスクは不可避であり許容すべき であるという立場から、カルタへナ議定書を締結していない。予防原則を適用するのか、 ある程度のリスクを許容するのか、というアプローチの違いにより、各国の足並みが乱れ、 カルタヘナ議定書が十分な効力を発揮できない可能性がある。

3. COP/MOP4での決定事項 筆者私訳

(1) リスク評価とリスク管理

1) BS-IV/11. リスク評価とリスク管理

カルタヘナ条約締約国は、リスク評価とリスク管理に関する COP/MOP3 の決定 (BS-III/11)を想起し、以下の項目を決定する。

I. リスク評価と管理の特定の側面に関する更なるガイダンス

COP/MOP3 のパラグラフ9を想起し、リスク評価とリスク管理の特定の側面に関する 更なるガイダンスが必要であるということ、また、リスク評価とリスク管理に関するさ らなる AHTEG のようなものを通じて、そのようなガイダンスの開発のための適切な様 式を定める必要がある。

- 1. ノルウェー及びカナダ政府の支援による, LMO の申請のためのリスク評価に関するレポートに注目し、このワークショップを組織したノルウェー及びカナダ政府に謝意を表する。
- 2. リスク評価の特定の側面に関する追加的なガイダンスの開発の必要性に関する, LMO のリスク評価とリスク管理に関するキャパシティビルティング及び経験の交換 についての地域・サブ地域ワークショップのレポートでの提案と結論に注目する。
- 3. バイオセーフティー・クリアリングハウスを通じ、付属書で述べられたようなリスク評価の特定の側面に関する、開かれたオンラインフォーラムを設置することを決定する。
- 4. 付属書で述べられたような作業様式と決定事項に関して、リスク評価とリスク管理に関する AHTEG を設置することを決定する。
- 5. 締約国, その他の政府や関連する組織が, 事務局に, AHTEG の最初の会議の前に, 作業に関する情報を, とりわけ, リスク評価の既存のガイダンスに関する文章があれば, 提出するよう求める。
- 6. 事務局に以下のことを要求する:

- (a) 付属書で述べられているようなリスク評価とリスク管理の特定の側面に関して、 議論の主要な点を特定するため、特別のディスカッショングループを召集し、少なく とも一度、AHTEG 会合の前に、それぞれの地域でオンライン会議を開催すること。
- (b) 第5回のカルタへナ会合の前に、利用可能な財源に応じて、リスク評価とリスク管理の AHTEG を2度召集すること。
- 7. 締約国,他の政府や関連する組織に対して,第5回カルタへナ会議の前に,第2回目のAHTEGを組織・開催するための,事務局への財政支援を要請する。
- II. 人類の健康へのリスクを考慮しつつ、生物多様性の持続的な利用と保全に悪影響をもたらす LMO を識別するためのコラボレーションについて

人類の健康へのリスクを考慮しつつ、生物多様性の持続的利用と保全に逆効果を持つ可能性のある特定の遺伝形質や LMO の識別のための連携に関する、中期作業プログラム、BS-I/12 のパラグラム 4(b)(iii)、の規定を想起すること。また、そのような LMO や特定の遺伝形質の扱いに関して適切な手段をとること。

- 8. 人類の健康へのリスクを考慮しつつ、生物多様性の持続的利用と保全に逆効果を持つ可能性のある特定の遺伝形質や LMO の識別のための連携に関する、その時点で利用可能な科学的な情報について、AHTEG の最初の会議の 3 カ月前までに事務局に提出することを、締約国に要求し、他の政府や関係機関に要請する。
- 9. AHTEG グループ及び締約国による検討のために、事務局は受け取った情報を編集し、統合レポートを準備するよう要求する。

III. リスク評価とリスク管理に関する能力開発

リスク評価、その他の科学的及び技術的専門知識は、バイオセーフティプロトコルの 効果的な実施のためのキャパシティビルディングのための行動計画の具体的な行動要 求における、主要な要素として示されるということを想起し、以下の項目を決定する。

- 10. エチオピア, バルバドス, マレーシア, モルドバ共和国で開催された, キャパシティビルディング及び LMO のリスク評価とリスク管理の経験の情報交換に関する, 地域及びサブ地域ワークショップのレポートを歓迎する。
- 11. ドイツ, オランダ, ノルウェー, スペイン及びスイス政府に対しての財政支援及び, 開催国政府及びアフリカ連合に対しの組織的な支援に感謝を示す。
- 12. 事務局に対し、関連する地域組織と共同で、もっとも早い都合のよい日に、また

財政状況に応じ、太平洋サブリージョンにおける、キャパシティビルディング及び、 LMO のリスク評価とリスク管理に関する経験の情報交換に関するサブリージョナル ワークショップを招集することを要求する。

- 13. 事務局に対し、財政状況に応じ、他の関係国連機関や国際組織とともに、LMO に関するリスク評価とリスク管理のトレーニングの開発を促進し連携するように要求する。また第 5 回会議の前に、議定書の条項と付属文書 III に沿って、各国がリスク評価レポートの準備と評価の実地経験を得られるように、地域またはサブ地域トレーニングコースを、招集するよう要求する。
- 14. このトレーニングコースは、とりわけ以下のことを対象とする。
- (a) リスク評価に関する学際的チームワークの確立方法
- (b) 情報ギャップの扱いと同定, 既存の情報を解釈し利用する技能の開発
- (c) リスク評価に用いられるベースライン情報の確立方法
- 15. 締約国,他の政府,関係援助機関に対し,事務局が,上記パラグラフで述べられたトレーニング活動をサポートするのに利用可能なファンドを提供するよう呼びかける。

2) 付属資料 リスク評価とリスク管理の AHTEG に関する取決項目

- 1. リスク評価とリスク管理の AHTEG は、
 - (a) 締約国により推薦される専門家から提出される CV の共通フォーマットに基づき,各地域の代表を反映させ、CBD の SBSTTA のやり方(decision VIII/10 of the Conference of the Parties, annex III)に沿って、AHTEG への指令に関連した問題の専門知識に基づき選ばれた専門家を含むこととする。
 - (b) カルタヘナ議定書の締約国会議の手続きにそって、オブザーバーを含めることと する。
 - (c) 財政状況に応じ、会合間は 10 カ月以上の間隔を空け、第5回の締約国会議の前に、2度の会合を持つ。また2度の会合の間に、以下に要点をまとめた結果を達成するために必要なタスクを実施する。

(d)第1回目会合期間に、AHTEGは

(i)議定書の付属書 III に従い, リスク評価を実施するのに必要なステップを明示した, フローチャートのようなロードマップを作成する。また, それぞれのステップに おいて, 参考となるガイダンス文書例を提供する。

- (ii) 環境に放出された LMO の影響の長期モニタリング,特定のタイプの(i)LMO(たとえば,魚類,脊椎動物,樹木,薬用植物や藻類),(ii)導入された遺伝的形質,(iii)環境への影響,を含んだリスク評価の特定の側面に関する,さらなるガイダンスの必要性を検討する。また,リスク評価の特定の側面に関するさらなるガイダンスの必要性に優先順位をつけ,どの側面が最初に扱われるべきかを定め,同時に,そのようなガイダンスの必要性と関連性,科学的情報の利用可能性を検討する。
- (iii) 第2回目の会合の前に、最優先と認識され、ロードマップのテストのための特定の側面のガイダンス文書の作成のための様式を作る行動計画を定める。この行動計画は、特定の側面のそれぞれの進捗状況をレビューしモニタリングするプロセスの詳細を含むべきである。
- (iv) 第2回会合の前に、ガイダンス文書の作成のための様式のレビューのための、項目と手続きの詳細なサマリーを含んだ進捗レポートを準備する。

(e) 第2回目会合期間に AHTEG は

- (i)リスク評価のガイダンス文書の効率的利用のためのロードマップを改定し最終版 を作成する。
- (ii)バイオセーフティー・クリアリングハウスのバイオセーフティー情報資源センターで、異なるステージのリスク評価に関連した文献の検索を行うために、どのようにロードマップとツールを統合するか、事務局に提言を行う。
- (iii)第1回会合で設定された項目と手続きに従い作成された,リスク評価とリスク管理の特定の側面について,この付属文書のサブパラグラフ1(d)(iii)で言及されているアクションプランを見直す。
- (iv) 人類の健康へのリスクを考慮しつつ、生物多様性の持続的利用と保全に逆効果を持つ可能性のある特定の遺伝形質や LMO の識別のための連携に関して、可能な様式を検討する。
- (v)第5回会合までに、検討のためのレポートを準備する。
- 2. AHTEG の場での議論は、おもに以下のものに基づいて行う。
 - (a)この決定のパラグラフ5に従って受け取った提案
 - (b)キャパシティビルディングについての、また、LMO のリスク評価とリスク管理 の経験の情報交換の、地域及びサブ地域ワークショップのレポート、LMO の申請 のリスク評価に関するカナダー及びノルウェーワークショップのレポート
 - (c)公開のオンラインフォーラム,特定の議論グループ,リアルタイムオンライン地域会議を通じて受け取った寄稿
 - (d)バイオセーフティー・クリアリングハウスの分野で、バイオセーフティー情報資源センターで利用できる資料
 - (e)事務局により提供される、その他の関連する資料

(2) 責任と救済

1) BS-IV/12. カルタヘナ議定書における責任と救済

現在執行中の国際法制定のプロセスを考慮し、分析しつつ、カルタへナ議定書締約国会議が、国境を超えた LMO の移動により生じる損害の責任と救済の分野において、国際ルールと手続きの適切な記述に関するプロセスを採用するよう要求する、またこのプロセスを4年以内に完了するよう努めることを要求する、カルタへナ議定書の第27条を想起し、

付属書の取り決め事項に関し、カルタへナ議定書の第二十七条に従ったプロセスを実行するため、この分野の責任と救済に関する法的技術的専門家の分野の自由参加形式の作業部会を設立することを決定した、決定 BS-I/8 を想起し、

カルタヘナ議定書の,責任と救済の法的技術的専門家の(自由参加形式の)作業部会で 実施された作業を特に注目し,

コロンビア政府に、2008年3月12~19日にかけての、自由参加形式の責任と救済の法的技術的専門家作業部会の第5回開催をホストしたことに対しての深い感謝を表し、

責任と救済に関する法的技術的専門家作業部会の最終レポート (UNEP/CBD/BS/COP-MOP/4/11 and Add.1) に注目し,

また,第4回カルタへナ会議における,責任と救済のコンタクトグループで行われた作業にも注目し,

- 1. 次の取り決め事項に基づき、責任と救済に関して、Jimena Nieto氏(コロンビア)と Rene Lefeber氏(オランダ)の共同議長のフレンズグループ(以下、部会)を設立することを決め、
 - (a)この部会では、一度会合を開き、もし共同議長により必要と判断されれば、第5回カルタへナ会合以前に、もう一度、会合を開く。
 - (b)部会はまた、さらに、付属文書をベースにし、LMOの国境を超えた移動により生じる 損害の責任と救済の分野で、国際法と手続きについて協議する。
 - (c)第1回目の会合は2009年の早い時期に5日間,第2回目の会合は,共同議長の判断により,2010年の早い時期に5日間,財源の利用可能状況に応じ開催する。
 - (d)会合は、もしホスト国の立候補がなければ、カナダのモントリオールで開催する。
 - (e)部会の構成は、以下のようにする:アジア太平洋地域からの代表枠を6とし、バングラディシュ、中国、インド、マレーシア、パラウ、フィリピン。ヨーロッパ連合からは代表枠2、アフリカグループから代表枠6、

ラテンアメリカとカリブ海グループから代表枠 6, そしてニュージーランド, ノルウェー, スイス, 日本とする。

- (f)この部会は、フレンズ自身により選ばれた締約国からのアドバイザーも同伴してよい。 資格のある締約国からのアドバイザーの参加は、財源の利用可能状況に応じて促進される。
- (g)オブザーバーは、共同議長の判断で、会議の全部または一部に参加を招待される。
- (h)成果物は、共同議長により、カルタヘナ議定書第5回会合で検討されるために公開される。
- 2. カルタヘナ条約締約国及びその他政府に対して、締約国の代表によるこの会議の組織と参加の促進のための、任意拠出金を検討するよう要求する。
- 2) 付属文書 カルタヘナ議定書 2 7条の責任と救済についての運用文書(案) (Annex Proposed operational texts on Liability and Redress in the context of article 27 of the Biosafety Protocol)
- 1. 法的拘束力のある条項へ向けた作業(Working towards legally binding provisions)
- 1.A. 行政アプローチ
 - I.各国の責任(議定書の義務履行違反を含む国際的不法行為に対して)

運用文書

これらの規則と手続きは、国際的不法行為に対する各国の責任に関する、一般的な 国際法の下での各国の権利と義務に影響しない。

序文

これらの規則と手続きは、国際的不法行為に対する各国の責任に関する、一般的な 国際法の下での各国の権利と義務に影響しない、ということを認識し、

II.範囲(scope)

A.機能的範囲(functional scope)

- 1. これらの規則と手続きは、国境を超えた移動に起因する、LMO[及びその製品] の輸送、通過、出荷、利用に適用される。ここで言われるLMOとは
- (a) 食糧, 飼料に直接利用されるもの, または加工に利用されるもの。
- (b) 封じ込め利用(contained use)のためのもの。
- (c) 環境への意図的な導入のためのもの。
- 2. 意図的な国境を超えた移動に関して、これらの規則と手続きは、パラグラフ1で参照されている、許可されたどのようなLMO[及びその製品]の利用から生じる 損害にも適用される。
- 3. これらの規則と手続きは、議定書の25条で参照されている違法な国境の移動の

場合と同様,議定書の17条で参照されている,非意図的な国境を超えた移動にも適用される。

B.地理的範囲(geographical scope)

運用文書2

これらの規則と手続きは、締約国の[排他的経済域を含む]国家の司法権の及ぶ[または、支配の及ぶ]範囲内で適用される。

C.時間の制限(limitation in time)

運用文書3

これらの規則と手続きは、締約国が各国国内法を発効した後に国境を越えた移動が始まったときに、LMOの国境を越えた移動により生じた損害に適用される。

運用文書3alt

これらの規則と手続きは、これらの規則と手続きが発効した後に始まったLMOの 国境を越えた移動により生じる損害に適用される。

D.LMO輸入時の, 権限の制限(limitation to the authorization at the time of the import of the living modified organisms)

運用文書4

これらの規則と手続きが適用される、意図的な国境を越えた移動とは、LMOが国境を越える移動の前に許可され、かつ、行き先が決まっている利用の場合である。もしLMOがすでに輸入国内にあり、当該LMOに対して、異なる利用目的の承認が新たに与えられる場合には、そのような利用に、この規則と手続きは適用されないであろう。

E.非締約国(Non-Parties)

運用文書5

- 1. 議定書の24条に従い、これらの規則と手続きを実施する、責任と救済に関する各国の規則は、非締約国からのLMOの国境を越えた移動から生じる損害にも適用されるべきである。
- 2. これらの規則と手続きは、議定書の3条(k)に定義されているLMOの国境を越 えた移動に適用される。

III.損害(damage)

A.損害の定義(definition of damage)

- 1. これらの規則と手続きは、生物多様性の保全と持続的利用への損害に適用される。同時に、[LMOの国境を越えた移動から生じる]人の健康[へのダメージ、リスク]も考慮される。
- 2. これらの規則と手続きの目的のため、CBDの第2条で定義される、生物多様性の保全[と持続的利用]への損害とは、生物多様性への負のあるいは逆の影響である。つまり
 - (a)利用できるならばどこででも、権限のある国内当局(competent national authority)により、人為や自然の変異による影響を検討した上で、科学的に確立されたベースラインを考慮した、測定可能か観測可能なものであり、
 - (b)以下のパラグラフ4で設定されるような有意なものである。
- 3. この規則と手続きの目的のための、CBDの第2条に定義される持続的利用への損害とは、以下のパラグラフ4で設定される有意な[また、収入の損失を生じる[収入の損失を含む、国家の重大な損失を生じる]]、生物多様性への負のまたは逆の影響である。
- 4. CBDの第2条で定義される生物多様性の保全及び持続的利用への有意な逆の または負の影響とは、以下のような要因に基づき決定される
- (a) 妥当な期間内の自然回復では改善しない変化と理解される,長期のまたは 恒久的変化
- [(b) 生物多様性の要素に負のあるいは逆の影響を与える,質的量的な変化の範囲
 - (c)] 物やサービスを供給する生物多様性の要素の能力の減少
- [(b and c alt)] 生物多様性の要素及び物やサービスを供給する潜在力の,質的または量的減少
 - [(d)] 人間の健康への負のまたは逆の影響の範囲
- [(d alt)] 人間の健康への生物多様性の保全と持続的利用への負のまたは逆の 影響の範囲
- [5. 締約国は,国内の責任の規則と手続きの実行可能性を確保するために,現地のまた地域の状況を考慮してよい。これは,議定書の条項と目的に一致する。]

B.損害の評価(Valuation of damage)

- [1. 生物多様性の保全と持続的利用への損害は、[国内法や条項に従い]損害対処 費用をもとに評価される。]
- 2. これらの規則と手続きの目的のため、対処手段は以下のために妥当なものである。
 - (i)必要に応じ、損害を抑制し、最小化する[防ぐ]。
 - [(ii)損害の復元を、生物多様性の他の要素を用い、同じ場所で、または同じ利

用目的のため、または他の場所で、または、他のタイプの利用目的のために、 損害前に存在していた状態、または、その状態に近いところまで回復する。]

C.因果関係(Causation)

運用文書8

国内法に従い、損害と問題の活動の間の因果関係を解明する必要がある。

IV. 第一次債務補償制度(primary compensation scheme)

A.対策手段(response measures)と回復手段(restore measures)の費用配分に基づく,行政アプローチの要素

運用文書9

締約国は,[必要に応じ][国際的[法の]義務に従い]国内法に基づき対策手段をとるか規定し,または[それがないときには]以下に明記した手続きをとるか規定する[してもよい]。

運用文書10

損害が発生した場合には、または差し迫った損害の脅威のあるときには、担当者は直ちに、権限のある当局に、損害または差し迫った損害の脅威を知らせる[知らせるべきである][知らせなければならない]。

運用文書10代替

締約国は、担当者(operator)に対して、生物多様性の保全と持続的利用に重大な 悪影響(significant adverse damage)を及ぼす、もしくは及ぼす恐れのある事件が発 生した場合に、その事件の権限のある国内当局に知らせるよう要求する努力をす べきである。

運用文書11

損害[または,差し迫った損害の脅威]の発生した場合には,担当者は,権限のある国内当局の要求に従い,損害[または,差し迫った損害の脅威]を調査,算定,評価し,適切な対処をしなければならない。

[対処手段が実行されない場合には、担当者は、発生した損害に対して[国内法のもと適用しうる]金銭的な保証を提供しなければならない。]

運用文書11代替

締約国は、国境を越えた移動に関して意図的、不注意による行動、または遺漏により重大な損害を発生した如何なる法的あるいは自然人に対しても、損害の影響を抑制、最小化、または避けるための妥当な対処手段を講じるよう、要求をする努力をすべきである。

運用文書12

[1. 権限のある機関は:

a) 国内法に従い、損害[または差し迫った損害の脅威]を生じた担当者を特定す

る[するべきである][しなければならない]。

- b) 損害の重大さを査定し、担当者によりどのような対処手段がとられるべきであるのかを決定する[するべきである][しなければならない]。]
- 2. 権限のある機関は、[国内法に従い、もし必要であれば、特に]担当者が実施できない場合には、適切な対策を実施する裁量を持っている。
- 3. 権限のある機関は、上記の適切な対策の実施の、またそれに付随する実施の、 実費(cost and expenses)を、担当者より回収する権利を持っている。

運用文書13

ここで,担当者とは,以下の[活動の管理をする][直接あるいは間接に指令,管理を行っている]人物である。

- (a) [LMOの国境を越えた移動により生じる損害を生じた]事件発生時の活動
- [(b) [適切な場合には,許可権者やLMOを市場に出した人物を含む] [損害[または差し迫った損害の脅威]が生じた状況が発生した時の] LMO]
- (c) 国内法により規定されるもの

運用文書13代替

担当者とは、開発者、生産者、告知者、輸出者、輸入者、運送業者、供給会社を意味する(the developer, producer, notifier, exporter, importer, carrier, or supplier)。

運用文書13代替の2

担当者とは、事件が発生し、LMOの国境を越えた移動により生じる損害を生じた時の活動の業務管理を行っていた人物である。

運用文書14

対策手段を課す,または課すつもりの,権限のある機関による決定は,法的な 損害回復措置や手続きを知らされるべき担当者に,決定の再考機会,とりわけ法 廷のような独立機関の利用機会も含み,詳細な理由をつけて知らされるべきであ る。

A bis.行政的アプローチの追加要素(additional elements of an administrative approach)

1. 免除または軽減措置(exemptions or mitigation)

運用文書15

[国内法で提供しうる]免除または軽減措置を,[実費の回復のケースでは]担当者は求めてよい。免除と軽減措置は,次の[網羅的な]リスト[のどれか1つ以上]に基づく[基づくことができる]:

- (a) 神業, または, 不可抗力
- (b) 戦争行為または市民暴動
- [(c) [適切な安全対策が講じられていたにもかかわらず, 損害を生じさせた]第三者による干渉]
 - [(d) 公的機関により課された強制手段を遵守した場合]

- [(d alt) 公的機関により,担当者に課された特別の指令で,それにより損害を生じた場合]
 - [(e) 明確に権限を与えられた,国内法下の権限に完全に従っている活動]
 - [(f) 活動が行われた時点での最新の科学技術知識によれば,環境に悪影響を生じると思われなかった活動]
 - [(g) 国家安全保障上の例外[または, 国際安全保障]]
- 2. 厳密な責任に基づき,責任のある者による,第三者への訴求権 (Recourse against third party by the person who is liable on the basis of strict liability)

この規則と手続きは、担当者が他人に対して持つ、償還や賠償金(recourse and indemnity)のどのような権利も制限したり、限定したりしない。

- 3. 責任の限度 (Limitation of liability)
 - a. 時間の限度(Limitation in time (relative time-limit and absolute time-limit))

運用文書17

国内法は実費を回収するための, [相対時間の限度(relative time limit)が[3]年以上,かつ,絶対時間の限度(absolute time limit)が[20]年以上の範囲で]相対時間及び絶対時間の限度の,両方またはいずれか一方を規定できる(may provide for)。

b. 量の限度(Limitation in amount)

国内法は、[特別引出権⁽²⁾を下回らない範囲で(provided that such limits shall not be less than [z] special drawing rihgts)]実費の回収のための財政的な限度を規定できる (may provide for)。

運用文書18

4. 補償範囲(Coverage)

運用文書19

- [1.[国際[法][義務]に呼応し,]責任の追求の及ぶ期間,締約国は担当者(operator)に,自己保険を含む,財政的担保(financial security)を設置し,維持するよう要求できる]
- [2. 締約国は,担当者が国内において必要な対策の責任を履行するための財政保証を利用することを可能にする目的で,債務超過時の財政メカニズムを含む,財政的担保の手段と市場を,適切な経済財政担当者により,設定することを促進する対策を採るよう促される]
- 1.B. 民事責任 (Civil liability)

運用文書1

[締約国は、民事責任システムを開発してもいいししなくてもいい。または、LMOを扱う必要に応じて既存のものを適用できる。]

運用文書2

(a) [以下のサブセクション(b), (c)と(d)に従い, ここでの規則や手続きは, 締約

国が、国内法または政策を、カルタへナ議定書の目的に適うLMOの国境を越えた移動により生じる民事責任や救済の分野で作成したり、実施したりする権利を侵害しない。][締約国は民事責任システムを構築してもいいししなくてもよい、または、LMOを扱う必要に応じて既存のものを適用できる。][締約国は、国内の民事責任の規則や手続きが、LMOの国境を越えた移動により生じる損害の救済を規定しているということを保証するべきである。民事責任に関する国内規則や手続きを作る際には、締約国は、サブセクション(b)、(c)と(d)を特に考慮できる。]

- (b) 上記のような法律や政策はどんなものでも、[必要に応じて、][この追加議定書(supplementary protocol)に対する]付属文書[x] [決定BS-V/x]のガイドラインを考慮しつつ、とりわけ以下の要素を[含む][扱う][扱わなければならない]
 - a. 損害
 - b. 責任の基準: 厳格で、過失賠償責任(fault liability)あるいは緩和責任を含むことができる。
 - c. [厳格]責任のチャネリング
 - d. [財政的保証, 実行可能なら][補償制度(compensation scheme)]
 - e. [法廷の利用][申し立ての権利(right to bring claim)]
 - f. [正当な法手続き[を規定する手続き規則]]
- [(c) 締約国は、この規則と手続き/この文書/[この追加議定書の]付属書[x]のガイドラインの範囲内の事柄に関して、[外国の判決の実施を統括している][国内法][国内法廷の手続きにおける規定の規則]に従い外国の判決を承認し、実施しなければならない。[外国の判決の承認に関する立法のない締約国は、そのような法律の制定に努めるべきである。]
- [(d) この条項が国内法のいかなる変更も要求せず,またそれ自身で外国の判決の相互実施を求める条約を構成しない間,[外国判決の承認のための相互同意を要求する国内法を持つ]締約国は[国内法により現時点では対象となっていない締約国に対しての外国判決の相互執行を統括する国内法の拡張に努めるべきである]]
- (c) & (d) alt [締約国は, 国内法に従い, 上記ガイドラインの実施から生じる外国の判決の承認と執行ができる。]
- (e) ガイドラインはこの方法(instrument)が執行した後,[3]年以内に,それまでの知見を踏まえて検証する目的で,[民事責任のより包括的な拘束体制を記述するため][それらに拘束力を持たせるため]再検討されなければならない。
- 2. 民事責任の法律で拘束されない条項の作業 (Working towards non-legally binding provisions on civil liability)

I. (議定書の義務不履行を含む,国際的不法行為に対する)国家責任 (State responsibility (for internationally wrongful acts, including breach of obligations of the protocol))

{運用及び序文の文書スペース,上記セクション1.AのサブセクションIを見よ}

II. 範囲 (Scope)

{運用文書スペース,上記セクション1.AのサブセクションⅡを見よ}

III. 損害(Damage)

A.損害の定義

運用文書1

- [1. この規則と手続きは、国内法により規定されるような[LMOの国境を越えたい上により生じる]損害に適用される。]
- [2. この規則と手続きの目的のために,国内法で規定される[LMOの国境を越えたい上により生じる]損害は、とりわけ、以下のものを含むことができる
 - (a) 行政アプローチを通じては救済されない,生物多様性の保全と持続的利用への損害 {運用文書スペース,上記セクション1.AのサブセクションII.Aを見よ}
 - (b) 生命の損失や負傷を含む、人の健康への被害
 - (c) 財産の, 損失または利用の減損または損害
 - (d) [生物多様性の保全と持続的利用の損害から生じる]収入損失や他の経済損失
 - [(e) 原住民または地域コミュニティへの損害またはその他の損失,文化,社会,精神的価値の損害または損失,食の安全の減少または損失]]

B.損害の評価 (Valuation of damage)

- [1. [LMOの国境を越えた移動により生じる][しなければならない(shall)][すべきである(should)]損害は、国内法と以下のような要素を含む手続きに従い評価される]
 - (a) 対策手段の費用[手続き(procedures)][規則(regulation)]
 - [(b) 回復期間, または保証が提供されるまでの損害に関する収入の損失費用]
 - [(c) 適切な医療処置,機能障害,身体障害,人命損失への補償を含む,人の健康への損害により生じる実費]
 - [(d) 原住民及び/または地域コミュニティのライフスタイルへの損害の補償を含む,文化,社会,精神的価値の損害により生じる実費]
- 2. 血統(origin)及び/または遺伝資源の多様性の核心に触れるような場合(in the case of centers of origin and/or genetic diversity,),投資で被った費用を含む,その特異的価値が損害評価に考慮されるべきである。
- 3.この規則と手続きの目的のために、対策手段は以下のために妥当な行動である。
 - (i) 必要に応じ、損害を抑制、最小化する[防ぐ]
 - [(ii) 同じ場所か,同じ利用目的化,他の場所か,他のタイプの利用目的のために,生物多様性の他の構成要素によって損害の回復を試み,損害前か,それにほぼ等しい状態に回復する。]

C.因果関係 (Causation)

運用文書3

原告または被告への証明責任の割り当てと同様に,損害と問題の活動の因果関係のリンクは国内法に従い確証される必要がある。

IV. 第一次債務補償制度 (Primary compensation scheme)

A.民事責任(規則と手続きの調和) (Civil liability (harmonization of rules and procedures))

運用文書4

締約国は、国内法に基づき、[LMOの国境を越えた移動により生じる]損害に対する民事責任規則と手続きを所有する[できる][しなければならない][するべきである]。締約国は、以下の[最低限の]要素と手続きを[盛り込むことを考慮すべきである][盛り込まねばならない][盛り込むことができる]

1. 責任の基準と責任のチャネリング (Standard of liability and channeling of liability)

運用文書5

[責任の基準は、過失に基づく責任か、無過失責任か、緩和無過失責任か、国内 法に従い制定される必要がある]

Option 1: 無過失責任(Strict liability)

運用文書6

[担当者は、どのような過失にも関係なく、[輸送、通過、扱い 及び/または それらの移動を原因とするLMOの利用から生じる][これらの規則と手続きに基づき]損害の責任[を持たなければならない][を持つべきである]]

{担当者(operater)の運用文書については、上記セクション1.AのサブセクションIVAを見よ}

Option 2: 緩和無過失責任(Mitigated Strict liability)

運用文書7

- [1. 過失に基づく責任は、無過失責任基準が以下のケースで使われる[しなければならない][するべきである]場合を除き利用[できる][しなければならない][するべきである]]
 - [(a) リスク評価がLMOを極端に危険であると認めた場合,そして/また,]
 - [(b) 国内法に違反した行動または遺漏の場合,そして/また,]
 - [(c) 同意事項に書かれた条件の違反が起こった場合]
- 2. 過失に基づき責任が適用される場合、責任は、損害を生じたと証明され、 意図的または無謀または怠慢または遺漏があったとされる行動の[担当者][運 用を管理した事業体]に課す[しなければならない][するべきである]
- 3. 無過失責任が適用されると決定された場合には、上記パラグラフ1に従い、 責任は[損害を生じたと証明された行動の[担当者][運用を管理した事業体]に 課されなければならない

Option 3: 過失責任(Fault-based liability)

[民事責任制度で、責任はその者が以下のような場合に規定される]

- (a) 関連する営みの運用上の管理をしている
- (b) 意図的または無謀または遺漏を含む怠慢により、注意を払う法的な義務 を犯した。
- [(c) そのような違反が生物多様性への実際の損害を生じた]
- (d) 因果関係が、この規則中のセクション[]に基づき立証された
- 2. 暫定措置の条項 (The provision of interim relief)

運用文書9

損害や差し迫った損害に関して必要であればまたは望ましい場合には、いかなる管轄裁判所や司法機関も、勧告(injunction)または申し立て(declaration)またはそのような他の適切な暫定的措置をとることができる。

Abis. Aの 2 民事責任の追加要素 (Additional elements of civil liability)

1. 免除と軽減 (exemption and mitigation)

運用文書10

免除と軽減は、無過失責任の場合に担当者が行使できる[ということを国内法は規定できる]。免除や軽減は次の[網羅的な]リスト[の1つかそれ以上の要素]に基づく[ことができる(maybe)]。

- (a) 神の仕業か不可抗力
- (b) 戦争行為や市民暴動
- [(c) [適切な安全対策が実施されたにもかかわらず損害を生じた]第三者による介入]
 - [(d) 公的機関により課された義務的対策の遵守]
- [(d alt) 公的機関により担当者に課された特定の指令,また,そのような命令の実施が損害を生じた場合]
 - [(e) 国内法のもと許可を受けた行動や,明白に公認された営み]
 - [(f) その営みが実施された時点での最新の科学及び技術的知見では,環境への 損害を生じると考えられなかった営み]
 - [(g) 国家安全保障上の例外[または国際安全保障]]
 - [(h) 担当者が、合理的に損害を予見することができない場所]
- 2. 無過失責任に基づく責任のある者による, 第三者への訴求権 (Recourse against third party by the person who is liable on the basis of strict liability)

これらの規則や手続きは、担当者が他人に対して持つことのできる訴求権や賠償金の権利を限定しないし制限しない。

運用文書11

3. 同時及び複数責任, または責任の配分 (Joint and several liability or apportionment of liability)

2人かそれ以上の担当者が損害を生じた場合には、連帯でまたは各々のいくつかの責任か責任の割り当てを、必要に応じて、国内法に従い適用することができる。

運用文書12代替

- 1.もし2人かそれ以上の担当者が、これらの規則や手続きに従う責任を持つなら、原告は、そのような誰か、あるいはすべての担当者からも損害に対して完全な補償を追求する権利を持つ[持つべきである][持たなければならない]。すなわち、連帯してまたは別々に、訴求権や負担金の権利を規定している国内法に[従い][加え]、[分け隔てなく]責任を課すことができる。
- 2. 連続して起こる事件から生じた損害の場合、その活動を管理するすべての担当者は、連帯してまたは各々に責任を持たなければならない。しかし、担当者がその活動を管理している期間に起こった事件が、損害全体の一部のみを生じたと証明した担当者は、損害の一部についてのみ責任を持たなければならない。
- [3.もし損害が、同じ原因を持つ一連の出来事から発生した事件から生じたのであれば、そのような出来事の発生時の担当者は、連帯してまたは各々で責任を持たなければならない。しかし、その活動を管理していた時間の出来事が、損害の一部のみを生じたと証明した担当者は、損害の一部のみに責任を持たなければならない。1
- 4. 損害の要求が満たされない場合,満たされなかった部分については,国境を越 えた移動により生じた損害の発生に寄与した[ということが担当者により認めら れた]他の者によって満たされなければならない。
- 4. 責任の限度 (Limitation of liability)
 - a. 時間の限度(相対的絶対的時間の限度) (Limitation in time (relative time-limit and absolute time-limit))

運用文書13

国内法は,[以下の期間以上でなければならないという条件で,]民事責任の場合に申し立て提出の相対的また/あるいは絶対的な時間の限度を規定できる。

- (a) 原告が知った日、または合理的にその損害と原因を知った日から[3]年、 そして/または(and/or)
- (b) 損害の発生した日から[15]年
- b. 量の限度(Limitation in amount)

運用文書14

[国内法は, [限度が[z]特定引出権([z] special drawing rights)以上であるという条件で]無過失責任の財政的限度を規定できる]

5. 補償範囲 (coverage)

- 1. [締約国は, [国際[法][義務]に従い], 担当者に, 責任のある期間, 自己保険を含む財政的保証を求めることができる]
- 2.[締約国は,担当者が,この議定書の規則や手続きを実施する国内手段のもとで, その責任を取るために財政的保証を利用できるようにする目的で,破産の場合の 財政制度を含む,財政的保証制度及び適切な経済・財政機関による市場の創設を 奨励する手段をとるよう勧告される。1
- 3. 他の条項 (Other Provisions)
- I. 追加保証制度 (Supplementary compensation scheme)
 - A. 未解決の状態の責任 (Residual State liability)

[損害の申し立てが、担当者により賠償されない場合には、申し立ての賠償されなかった部分については、担当者が居住しているまたは担当者の本籍のある国によって賠償されなければならない。]

運用文書1代替案

[国境を越えたLMOの移動により生じた損害に対しては、第一次債務は、居住している国の責任であるとともに担当者のものである[担当者の居住している国のものである]。]

- B. 追加的集約的保証処理 (Supplementary collective compensation arrangements) 運用文書 1
 - 1. 生物多様性の保全と持続的利用への損害を救済する対策の費用が,第一次の補償制度(行政アプローチ)または他の適用可能な追加的保証制度により救済されない場合には,充分で迅速な補償を約束することを目的にした追加的で補足の補償手段をとることができる。
 - 2. これらの手段には、カルタへナ議定書締約国会議で決められる決定事項として の、補足的で集約的や補償処理を含むことができる。
 - 3. 政府内,政府間,非政府組織,民間セクターや他の機関と同様に,締約国や他の政府は,国家の引き受け能力に応じて,そのような補足的で集約的な補償処理に資金を拠出するよう求められる。

運用文書1別案

条項なし

または

締約国は、本文章で設定された規則の実施を通じて得られる経験の観点から、 第一次補償制度を通じて救済されない損害の場合に、連帯責任での処理の必要性 を検討することができる。

- II. 申し立ての裁定 (Settlement of claims)
 - A. 民事訴訟 (Civil procedures)

民事訴訟は、原告と被告の間で損害の申し立てを受け付けられるよう国内レベルで利用可能であるべきである。国境を越えた紛争の場合には、国際私法の一般的規則が、必要に応じて適用されるだろう。管轄司法権は、一般的に、[被告の居住場所][損害が起こった場所]に基づいて認められる。司法権の選択肢として、たとえば、損害のあった事件が起こった場所に関係することなどについて、国内司法権に従った明確なケースを規定できる。たとえば保険契約のことなどの、司法権の特別規則も、特別な事柄について規定できる。

運用文書1代替案

これら規則や手続きでは特に規定されていない管轄司法機関への、申し立てに 関する手続きやすべての事柄は、法律そのものの紛争に関する法の規則を含め、 一般的に受け入れられている法の原則に従い、その司法機関の法により治められ なければならない。

運用文書1代替案2

条項なし

B. 特別法廷(自然資源または/及び環境に関わる紛争の調停の, 常設仲裁裁判所のオプション規則) (Special tribunal (e.g. Permanent Court of Arbitration Optional Rules for Arbitration of Disputes Relating to Natural Resources and/or the Environment))

運用文書 2

常設仲裁裁判所や、自然資源または/及び環境に関わる紛争調停のオプション規則のような特別法廷の手段を用いることも、多数の被害者が影響を受けるような特別な場合においては検討できる。

運用文書2代替案

締約国は紛争の調停を、民事/行政手続を通じて、また、自然資源または/及び環境に関わる紛争調停のための常設仲裁裁判所のオプション規則のような特別法廷を通じて、利用できる。

運用文書2代替案2

これら規則や手続きに従って損害の申し立てをした者と、その規則や手続きの下で責任のある者の間での紛争で、両者、あるいはすべての当事者が同意すれば、多数の被害者が影響を受けるような特別な場合には、紛争は、自然資源または/及び環境に関わる紛争調停のためのオプション規則をもつ常設仲裁裁判所の[に従い][を通して行うことを含む]、[最終で拘束力のある]仲裁に提起できる。

運用文書2代替案3

冬項かし

C. 訴訟の当事者適格/権利(Standing/Right to bring claims)

運用文書3 (民事責任)

1. 国内法に従い、締約国は、[その事柄に対して法定利息で]、[[生物多様性の保全

と持続的利用のための][国内法下での環境[及び社会経済的]事項と関連する要件を満たすための]利息を含む費用も含めて]、[影響を被った]自然人また法人による訴訟を起こす権利を規定すべきである。それらの者は、輸出国において、その領土内で起きた同様の事故から生じた損害によって苦しんでいる被害者が利用可能なものと同様の、迅速で、充分で効果的な救済策へのアクセスを、(輸入国でも)持てるようにすべきである

2. 締約国は、補償の申し立てを含む、救済策の履行のための関連する情報への、適切なアクセスを保証すべきである。

運用文書3代替案(民事責任)

これら規則や手続きでは特に規定されていない司法機関への、申し立てに関する手続きやすべての事柄は、法律そのものの紛争に関する法の規則を含め、一般的に受け入れられている法の原則に従い、その司法機関の法により治め[られなければならない][られるべきである]。

運用文書4 (行政アプローチ)

[[国内法のもとで環境保護を促進し、関連する要件を満たしている非政府組織を含む]自然人及び法人は、[国内法に従って、またはそれがない場合にも]これらの規則や手続きを実施し、国内法の下で必要に応じ、再検討を経て、権限のある機関の決定、行動実施有無に対して[チャレンジするよう]、権限のある機関に[要求する][要請する]権利を持つべきである。]

III. 補完的なキャパシティビルディング手段 (Complementary capacity-building measures) 運用文書 1 (決定 (to decision))

次回、カルタへナ議定書の効果的実施のためのキャパシティ構築のための改定アクションプラン(Updated Action Plan for Building Capacities for the Effective Implementation of the Cartagena Protocol on Biosafety)の再検討において、BS-III/3の付属書にあるように、必要に応じて、締約国に、規則や手続きについて以下のことを検討するよう求める。(a)"現物拠出(contributions in kind)"、"モデル立法"、"キャパシティビルディング手段のパッケージ"、のような概念の検討(b) (i)国家責任についての規則や手続きの開発、(ii)国家レベルでの規制機関どうしのパートナーシップやセクター間の連携の促進、(iii)[適切な][効果的な]住民参加の確保、(iv)責任と救済に付随する取り扱い事項の司法能力の向上、のようなものへの支援など、規則と手続きの実施と適用への支援の提供のような、キャパシティビルディング手段を含むこと。

- 1. バイオセーフティーのキャパシティビルディングの, きわめて大きな重要性を 認識すること。締約国は, 議定書第22条のキャパシティビルディングに関する COP/MOPの決定を実施する努力を強化するよう奨励される。
- 2. 締約国は、LMOの国境を越えた移動により生じる損害の責任と救済の分野で規

則と手続きに関する自国内の立法措置に取り組んでいるプロセスにある発展途上 国の締約国に対して、相互及び地域及び多国間援助をするに当たり、現時点での 規則や手続きに配慮するよう要請される。

運用文書 3 (決定 (to decision))

全体的なガイダンスの下, [既存の各国, 地域, サブ地域, 国家機関, 組織を通じ, また必要な場合には, 民間セクターの関与を促進し, 締約国は, カルタへ ナ議定書における責任と救済に関する人的資源と組織能力の開発及び/または強化に協力しなければならない][関心のある締約国の要請に基づき, 専門家名簿から選ばれた専門家による活動は, アドバイスの提供を含むことができる][委員会は以下の機能を持つ]ということを, COP/MOPは決定する。

- (a) 草稿または既存の形での, 自国の立法行為の締約国(Parties on their domestic legislation in draft or existing form;)
- (b) 責任と救済の法的事柄に関するキャパシティビルディングワークショップ
- (c) [責任と救済の自国立法行為に関するベストプラクティスの検証]
- (d) [自国のキャパシティの自己評価活動のサポート]
- (e) [アクセスするための手続きと適切な技術を提供できる者についてのアドバイス]

注

- (1) 第19条第3項は、「締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び 持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における 適当な手続(特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの)を定める議定書の必要性及び態様につい て検討する」というもの(環境省生物多様性センター)。
- (2) 特別引出権とは,国際通貨基金(IMF)の通貨準備金を引出せる権利。

[引用文献]

CBD(2008) "Decisions adopted by the fourth meeting of the conference of the parties to the Convention on Biological Diversity serving as the meeting of the parties to the Cartagena Protocol on Biosafety, Bonn, 12-16, May 2008", UNEP/CBD/BS/COP-MOP/4/18

環境省生物多様性センター (http://www.biodic.go.jp/), "生物多様性条約", http://www.biodic.go.jp/cbd.html, 2008/10/01 アクセス